

随意契約理由書

神戸市

契約業者名 (事業所名)	協同建設株式会社
工事名	妙法寺川(車地区)改修工事 その7
随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由 <p>本事業は、妙法寺川(車地区)において治水安全度を上げることを目的に、護岸工を設置するものである。</p> <p>護岸工の施工にあたり、河川内での施工を安全に実施するには、渇水期中(11月から5月)に施工を完了させる必要がある。さらに、当該地区は地すべりの発生しやすい地域であるため、護岸工の施工前に地すべり抑止杭を打設する必要があり、そのためには、可能な限り早期に着工する必要がある。</p> <p>工事契約にあたり、令和2年7月3日に競争入札に付したが、7月22日の開札の結果、応札者なしのため入札中止となった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当するため、当該河川で昨年度施工(妙法寺川(車地区)改修工事 その5、その6)しており、現場条件に精通し、かつ、成績優秀であった上記業者に本工事を随意契約する。</p>	
担当部署	建設局西部建設事務所(電話番号:742-2424)

(公表様式第4号)